年 月 日

誓約 書

(あて先)

寝屋川市長

住所

開発事業者

氏名

署名

(署名又は押印すること)

TEL

寝屋川市開発事業に関する指導要綱(以下「指導要綱」という。)第18条ただし書きによる建築承認を受けるにあたり下記のとおり誓約します。

記

- ① 指導要綱第 14 条第 1 項第 1 号及び同要綱第 14 条第 1 項第 3 号に基づく協定を締結した内容の工事は建築物工事完了までに施工します。
- ② テレビ電波の受信障害について、建築物工事期間中にテレビ電波の受信障害が発生した時は、速やかにその対策を講じます。なお、建築物工事完了後にテレビ電波の受信障害が発生した時は、受信施設の設置、工事方法、維持管理等におけるテレビ電波の受信障害の対策を、誠意をもって対応致します。
- ③ 指導要綱第 17 条第 1 項の規定による工事中間検査並びに同要綱条第 16 条 第 1 項の工事完了検査を受け、同条第 2 項の「検査済証」または「工事完了 確認書」の交付を受けます。

協定書締結日 年 月 日 番 号 第 一 号